

申請手数料一覧表

● 他目的使用・工作物設置

区 分		基 礎	金 額	
申請料（全使用用途共通）		1件当り	申請時	3,000円
使用料	橋 梁 ・ 横 断 管 等	1㎡当り	年 額	500円
	水 路 敷	1㎡当り		1,000円
	埋 設 管 等	1㎡当り		200円
	看 板 広 告 等	広告面積1㎡当り		2,000円

● 排水放流等

区 分		基 礎	金 額	
申請料	住宅、工場、店舗、病院等の全ての建築物及び駐車場等	浄化槽 1人槽当り	申請時	1,000円
	敷地面積 1,000㎡以上	1㎡当り	申請時	5円
使用料	敷地面積 10,000㎡以上の住宅・共同住宅を除く建築物及び駐車場等	1㎡当り	年 額	5円

● その他手数料

区 分		基 礎	金 額			
工作物設置申請 公共物用途廃止申請 都市計画法第32条の規定に基づく同意申請 開発等同意申請	に関する手数料	1件当り		3,000円		
境界の立会いに関する手数料					1件当り	5,000円
工事等に伴う水廻し					1件当り	5,000円

- ※ 開発申請に該当しない物件や、公共下水道の地区であっても敷地面積が1,000㎡以上である場合は、5円/㎡申請料がかかります。（土地分譲は除く）
- ※ 道路を市に寄付する場合の道路部分も敷地面積として含みます。
- ※ 既存の水路に蓋を掛けたり、付替えたりする場合は、「排水承認申請」や「開発等同意申請」とは別に「工作物設置申請」が必要です。
- ※ 水路に側溝等を接続する場合には、その水路が農業用水路の場合、「工作物設置申請」が必要です。
- ※ 浄化槽の規模が未定の物件は、「開発等同意申請」をすることができます。但し、浄化槽規模が決定後「排水承認申請」が必要です。
- ※ 農地転用不許可などの理由により排水申請等「取下げ」する場合は、開発等同意申請料に相当する手数料（3,000円）を除いた金額の還付になります。
- ※ 浄化槽人槽減少、敷地面積減少による申請料の還付は、承認日より1年以内となります。